

滋賀労働局からのお知らせ

**労働保険の年度更新手続きをお願いします**平成24年度の年度更新手続き期間は、**6月1日(金)～7月10日(火)**です

※ 年度更新申告書は5月31日までに到達します。

滋賀労働局労働保険徴収室 TEL 077-522-6520

労働保険(労災保険・雇用保険)の年度更新手続きは、平成23年度の**確定保険料**と平成24年度の**概算保険料・一般拠出金**(石綿健康被害救済法)を、**申告・納付**していただく大変重要な手続きです。

最寄りの**金融機関**(銀行又は郵便局)、**労働基準監督署**、**公共職業安定所**、**社会保険・労働保険徴収事務センター**(年金事務所内)及び**滋賀労働局労働保険徴収室**において早めにお済ませください。

(注)公共職業安定所、社会保険・労働保険徴収事務センターでは、労働保険料等の納付はできません。  
口座振替の事業は、金融機関に提出することができませんので、滋賀労働局労働保険徴収室に郵送してください。

※なお、平成24年度については、**労災保険料率及び雇用保険料率が改定**されましたので、ご注意ください。

※期間中県内各地域で、**年度更新申告書受付・相談会**を開催いたしますのでご利用ください。

**労災保険料率、雇用保険料率及び受付・相談会の日程は、滋賀労働局ホームページをご覧ください。**

<http://shiga-roudoukyoku.jsite.whlw.go.jp/>

滋賀労働局

検索

滋賀高齢・障害者雇用支援センターからのご案内

## 障害者雇用事例 リファレンスサービスのご紹介

日頃から障害者の雇用について、ご尽力を頂き、ありがとうございます。

平成23年障害者雇用状況集計結果(滋賀労働局発表)における滋賀県の雇用障害者数は前年比106%となりました。

当機構では、障害者雇用についての全国の様々な取り組みをインターネットで紹介しております。是非参考にご覧ください。

<http://www.ref.jeed.or.jp/>

滋賀県内における事例も上記ホームページを活用して情報発信したく存じます。県内各会社様の取り組みについて、リファレンスサービス掲載にご協力頂ける場合は下記までご連絡ください。担当者がお伺いいたします。

**お問い合わせ**

**滋賀高齢・  
障害者雇用支援センター**

大津市末広町1-1 日本生命ビル3F  
**TEL 077-526-8841**

省エネ・再生可能エネルギー設備を導入する中小企業の皆さんを応援します！

## 滋賀県制度融資のご案内

# 政策推進資金(省エネ・再生可能エネルギー枠)

電力不足に対応して節電に取り組む県内中小企業の皆さんを応援するため、省エネルギー設備や再生可能エネルギー設備の導入にかかる設備資金にご利用いただける融資制度を設けています。ぜひご活用ください。  
(平成24年度創設)

資金用途(※1)	省エネルギー設備や再生可能エネルギー設備の導入等を図るために中小企業者等が必要とする設備資金
融資対象者(※2)	滋賀県内に事業所があり、6ヵ月以上継続して事業を営んでいる中小事業者で、次の省エネルギー設備または再生可能エネルギー設備を導入しようとする者 ①省エネルギー設備 ア 熱源設備・熱搬送設備(高効率ボイラー、ヒートポンプなど) イ 空調設備・換気設備(高効率空調、外気冷房システムなど) ウ 給排水設備・給湯設備・冷凍冷蔵設備(高効率給湯器など) エ 発電専用設備・受変電設備・コージェネレーション設備 (コージェネレーション設備、燃料電池など) オ 照明設備(Hf型蛍光灯、LEDなど) カ 昇降機設備(インバータ制御システムなど) キ 建物(高断熱ガラス、建物の断熱強化など) ク BEMS(ビルエネルギー管理システム) ②再生可能エネルギー設備 (例)太陽光発電設備、風力発電設備、小水力発電設備、地熱利用空調システム、太陽熱給湯設備、バイオマス発電設備など
融資限度額(※3)	1,000万円
融資利率(※4)	年1.20%
信用保証料(※5)	必要に応じて保証協会の保証つき 年0%～1.40%(一般保証より一律0.5%引き下げ)
融資期間(※6)	10年以内(据置2年以内)
担保・保証	金融機関所定
受付機関	各商工会議所・各商工会・中小企業団体中央会
取扱金融機関	滋賀銀行、関西アーバン銀行、大垣共立銀行、京都銀行、福井銀行 滋賀中央信用金庫、長浜信用金庫、湖東信用金庫、京都信用金庫、京都中央信用金庫、滋賀県信用組合、滋賀県民信用組合、商工組合中央金庫、京滋信用組合、近畿産業信用組合

- ※1 融資対象となる設備について、借入申込時に所用資金の30%以上の支払いがされていること。
- ※2 農林水産業、金融・保険業、公務(公的機関)、学校法人、政治・経済、文化団体、宗教等、滋賀県信用保証協会の保証の対象外業種を除きます。
- ※3 同一年度内の利用は、1回限りとします。
- ※4 融資利率は、今後の金融情勢等により変更することがあります。
- ※5 「中小企業の会計に関する指針」に準拠して財務諸表を作成されている場合は、0.1%の割引、有担保の場合は0.1%の割引があります。

### お問い合わせ先

**滋賀県 商工観光労働部 商工政策課 金融担当**

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

TEL: 077-528-3714 FAX: 077-528-4870

その他の中小企業向け融資制度については…

<http://www.pref.shiga.jp/f/shokokanko/yuusi/index.html>

労働委員会  
だより

# 労使間のトラブルで悩んでいませんか！



## 労働委員会の役割

労働委員会は、当事者間では解決が困難になってしまった労働組合（労働者）と使用者との紛争を中立、公正な立場で解決し、健全な労使関係を形成するためのお手伝いをする専門的な機関です。

業務は、労働組合法、労働関係調整法などの関係法令に基づき行われ、主な内容は次のとおりです。

### 調整機能

- 労働争議の調整（あっせん・調停・仲裁）
- 個別的労使紛争のあっせん

### 審査機能

- 不当労働行為の審査・判定
- 労働組合の資格審査（不当労働行為の救済申立てや法人登記時など）

## 労働委員会の紛争解決制度

### 【労働組合と事業主との紛争解決】

#### ◆労働争議のあっせん

当事者間で話し合いによる自主的な解決が困難になった場合、労使双方の考えを聞き、歩み寄りを促すなど、解決を図るための援助を行います。

《例えば》

- ・賃金（一時金）交渉が解決しない
- ・休暇制度等の労働条件の変更で紛糾している
- ・人員整理、配置転換等で労使合意が得られない

※争議の調整では、労使のどちらからでも申請でき、最も簡易なあっせんが利用されています。

#### ◆不当労働行為の審査

使用者が労働組合法で禁止されている不当労働行為を行ったと思われるとき、労働組合または組合員は救済を申し立てることができます。

救済申立てがあると、審査を行い、不当労働行為があったと判断した場合、これを是正するよう命令を発します。また、当事者に話し合いによる解決の意向がある場合は、和解を勧めます。

《例えば》

- ・組合活動等を理由に不利益な取扱いを受けた
- ・団体交渉を申し入れたが応じてもらえない
- ・組合の結成や運営に対して嫌がらせを受けた

### 【個々の労働者と事業主との紛争解決】

#### ◆個別的労使紛争のあっせん

労働者個人と使用者との間で労使トラブルの自主的な解決が困難になった場合、労使双方の考えを聞き、歩み寄りを促すなど、解決を図るための援助を行います。

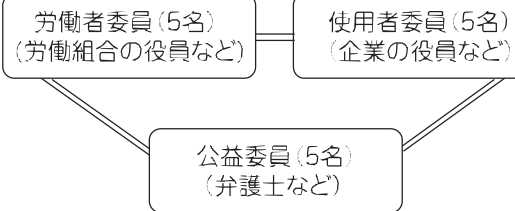
《例えば》

- ・賃金を一方的に減額された
- ・突然解雇を言い渡された
- ・職場でパワハラを受けている
- ・配置転換（出向）を命じたが拒否された

※労使のどちらからでも申請できます。

## 労働委員会の構成

労働委員会は、公益・労働者・使用者それぞれの立場を代表する3者の委員で構成しています。



※当労働委員会委員（第41期）の任期は、平成23年4月1日から2年間です。委員名簿は、労働委員会事務局ホームページに掲載しています。

## 労働委員会の活動状況

### ◆最近3年間の取扱件数の推移

業務 \ 年	21	22	23
あっせん(労働組合)	10	3	6
あっせん(労働者個人)	12	4	4
不当労働行為審査	10	16	15
労働組合資格審査	16	17	22

◎労働委員会への相談や手続きは無料です。  
お気軽にご利用下さい。

滋賀県労働委員会事務局

〒520-8577

大津市京町四丁目1番1号（県庁東館5階）

TEL 077-528-4473

<http://www.pref.shiga.jp/l/roi/>

労働相談 Q & A

テーマ

「派遣労働」



質問1

ハローワークに通い求職活動中です。求人内容を閲覧すると派遣会社からの求人が多数有りましたが、派遣労働と一般的な直接雇用との違いは何ですか？

回答1

一般的な直接雇用の場合、労働者は雇用主から仕事の指揮命令を受け雇用主から賃金が支払われます。これに対し派遣労働の場合、労働者は派遣会社に雇用され賃金は派遣会社から支払われますが、就業場所は派遣先の会社であり派遣先会社から仕事の指揮命令を受けることとなります。つまり、賃金を支払う雇用主と業務の指示を受ける実際の職場とが異なることが派遣労働の大きな特徴です。

現在では、禁止業務（港湾運送・建設・警備・病院等における医療関係業務等）を除く全ての業務で労働者派遣が認められています。ただし労働者派遣を行うには、厚生労働省の許可又は届出を得た事業所であることが必要です。

労働者派遣は、本来企業の一時的な労働力不足の調整を目的とするため、派遣労働のできる期間（受け入れ期間）の上限が定められています。原則は1年間であり、派遣先従業員の意見聴取を経た場合でも最長で3年間です。従ってその業務については受入期間の上限を超えて労働者派遣を続けることはできず、受入期間の最終日までに派遣労働は終了することになります。なお派遣先が引き続きその派遣労働者を使い続けたいときには派遣先は直接雇用を申し込まなければなりません。（但し、ソフトウェア開発等政令で定められた専門的な26の業種については派遣受入期間の制限はありません。）また、契約期間終了後に労働者が派遣元を離れ、派遣先に直接雇用されることは何ら制限されていません。

なお、派遣労働の場合、雇用保険・社会保険については雇用主である派遣会社のもとの加入となります。加入要件について直接雇用との違いはありません。また労働基準法その他の労働者保護法制も当然に適用されます。

質問2

派遣会社に登録したところ、会社から派遣先が面接日時を通知して来たので受けてくるようにと言われました。派遣先では私が派遣会社に提出した履歴書のコピーを参照し面接が行われ、個人情報があちこち独り歩きをしているのでは？と不快・不安になりました。

回答2

労働者派遣においては、派遣先は派遣労働者を特定することを目的とする行為をしないよう努めなければなりません。質問の場合のように、派遣就業の開始前に派遣先が面接を行うこと（事前面接）や、派遣先が履歴書を送付させることも、これら派遣先による特定行為にあたります。

但し、労働者が、派遣先が就業場所として適当かを確認するため、自らの判断で事業所訪問をすることは派遣先による特定行為には該当しません。

また、紹介予定派遣については、将来の直接雇用を目的とするものであるため、事前面接を行うことは可能です。当然のことですが、派遣元事業主は、派遣労働者の個人情報を適正に管理しなければならず、質問のように、正当な理由や本人の同意なく他に漏らしてはいけぬのはもちろんです。

滋賀県労働相談所

電話番号 077-511-1402

苦勞ない労働

0120-967164 (フリーアクセスは、滋賀県内固定電話 (もしくは公衆電話) からのみ利用可能です。)

受付時間 月曜日～金曜日 (平日) 10時～20時 (12:30～13:30は除く)  
月曜日～金曜日 (祝日) 17時～20時  
土・日曜日 10時～16時 (12:30～13:30は除く)

場 所 大津市打出浜2-1 コラボしが21 6階 (面談相談は事前連絡が必要です)



# 平成23年賃金構造基本統計調査結果について

この調査は、主要産業に雇用される労働者についてその賃金の実態を明らかにするため、平成23年6月分の賃金等（賞与等特別給与額は平成22年1年間）について厚生労働省が調査したものです。調査の詳しい内容については、厚生労働省ホームページ（<http://www.mhlw.go.jp/>）をご覧ください。

※1～3は10人以上の常用労働者を雇用する民営事業所についての集計結果である。

※本調査における賃金とは全て平均所定内給与額である。

※所定内給与額とは、6月分として支給された現金給与額（きまって支給する現金給与額）のうち、超過労働給与額（① 時間外勤務手当、② 深夜勤務手当、③ 休日出勤手当、④ 宿日直手当、⑤ 交代手当として支給される給与をいう。）を差し引いた額で、所得税等を控除する前の額をいう。

## 1. 全国と滋賀県の一般労働者の産業別賃金

（単位：千円）

	男 性							女 性						
	産業計	建設業	製造業	運輸業 郵便業	卸売業 小売業	医療 福祉	サービス業 (他に分類されないもの)	産業計	建設業	製造業	運輸業 郵便業	卸売業 小売業	医療 福祉	サービス業 (他に分類されないもの)
全 国	328.3	325.3	314.8	264.4	323.4	345.9	274.8	231.9	224.0	200.4	203.4	213.4	247.0	207.3
滋 賀	324.1	368.1	326.7	285.1	321.4	366.2	237.0	234.8	261.6	217.6	203.1	206.1	259.9	186.6

注：産業計は日本標準産業分類に基づく16大産業の計です。（以下同じ）

## 2. 全国と滋賀県の短時間労働者の産業別1時間当たり賃金

（単位：円）

	男 性						女 性					
	産業計	製造業	運輸業 郵便業	卸売業 小売業	宿泊業 飲食サービス業	サービス業 (他に分類されないもの)	産業計	製造業	運輸業 郵便業	卸売業 小売業	宿泊業 飲食サービス業	サービス業 (他に分類されないもの)
全 国	1,092	1,172	1,121	989	916	1,078	988	897	907	921	890	963
滋 賀	1,057	1,352	1,063	919	863	1,021	970	942	831	905	869	939

## 3. 産業・企業規模別にみた賃金（全国）

（単位：千円）

産 業	男女計				男 性				女 性			
	企業 規模計	大企業	中企業	小企業	企業 規模計	大企業	中企業	小企業	企業 規模計	大企業	中企業	小企業
産業計	296.8	351.2	285.9	257.4	328.3	386.1	316.1	282.4	231.9	262.8	230.9	208.1
鉱業、採石業、砂利採取業	302.7	415.7	354.7	256.9	316.4	442.2	368.3	267.1	208.2	237.4	253.0	188.0
建設業	313.3	409.6	328.4	280.0	325.3	430.0	340.6	289.7	224.0	270.0	233.7	205.9
製造業	289.1	345.5	275.0	243.8	314.8	362.9	300.8	270.0	200.4	250.7	192.3	178.4
電気・ガス・熱供給・水道業	400.5	412.5	332.4	292.5	411.8	422.6	349.9	302.0	305.3	321.0	238.1	226.1
情報通信業	378.4	445.1	351.3	324.6	407.8	478.3	379.2	343.4	288.0	320.6	276.3	269.0
運輸業、郵便業	257.8	297.2	242.2	240.4	264.4	307.3	247.0	246.0	203.4	215.5	206.5	188.5
卸売業、小売業	289.0	314.5	288.8	265.4	323.4	357.7	321.1	294.9	213.4	226.3	213.2	200.9
金融業、保険業	390.6	390.4	394.1	379.3	492.3	508.5	453.0	428.6	268.2	264.5	286.4	282.3
不動産業、物品賃貸業	321.6	367.1	320.6	294.5	355.7	411.1	353.5	322.9	237.6	252.2	240.4	226.3
学術研究、専門・技術サービス業	372.5	447.9	359.1	306.0	402.5	467.3	388.2	334.1	282.7	338.0	294.2	237.3
宿泊業、飲食サービス業	236.8	264.9	236.2	219.8	268.2	294.6	266.5	251.4	186.9	206.5	187.7	176.3
生活関連サービス業、娯楽業	250.8	272.9	253.9	238.2	287.5	319.4	290.2	270.3	204.5	209.4	207.7	199.5
教育、学習支援業	389.2	457.8	414.8	279.2	449.3	509.8	455.3	331.6	307.4	358.2	347.9	240.4
医療、福祉	273.1	331.2	273.6	240.3	345.9	420.7	345.3	293.9	247.0	293.7	246.5	224.4
複合サービス事業	284.4	332.2	267.0	257.4	318.7	370.4	301.1	279.6	213.6	237.3	207.4	196.4
サービス業（他に分類されないもの）	254.2	275.1	243.2	252.4	274.8	299.8	265.2	268.2	207.3	223.6	198.2	206.7

※大企業：1,000人～ 中企業：100～999人 小企業：10～99人

# 平成24年度 女性の活躍推進セミナー

企業内で様々な立場にある女性の能力を発揮していくことの必要性や具体的な手法、課題解決のヒントなどを提供し、女性の活躍推進に向けて実効性を高めるためのセミナーを開催します。

**日時：**平成24年6月22日（金）13：30～16：15（受付13:00～）  
**場所：**滋賀県立男女共同参画センター 大ホール（近江八幡市鷹飼町80-4）  
**内容：**講演「多様な働き方と女性のキャリア～短時間勤務を例に～」  
 三菱UFJリサーチ&コンサルティング\*株式会社 主任研究員 矢島 洋子 氏  
 企業の事例報告 新江州株式会社 管理部 人事グループ リーダー 前田 由香 氏  
 相談事例報告 あるく社会保険労務士法人 代表 清水 義昭 氏  
 パネルディスカッション  
 ※当日は、企業内研修等でご利用いただける啓発資料（DVD、図書等）のご紹介もいたします。

- 【対象】 事業主・人事労務担当者等
- 【定員】 100名（定員になり次第締切）
- 【申込締切】 平成24年6月15日（金）
- 【お問合せ・お申込先】 滋賀県 商工観光労働部 労働雇用政策課

〒520-8577 大津市京町4丁目1番1号  
 TEL：077-528-3751 FAX：077-528-4873

**受講料 無料**

主催／滋賀県  
 後援／滋賀労働局・（一社）滋賀経済産業協会・（財）21世紀職業財団関西事務所

## 平成24年度 公正採用選考研修会開催日程について

公正な採用選考システムの確立及び平成25年3月新規高等学校卒業予定者等の求人手続きの説明を行います。

<b>大津会場</b>	6月5日（火）13：30～ アヤハレークサイドホテル （大津市におの浜3丁目2-25）	<b>近江八幡会場</b>	6月6日（水）14：00～ 滋賀県立男女共同参画センター[G-NETしが] （近江八幡市鷹飼町80-4）
<b>高島会場</b>	6月18日（月）13：30～ 高島地域地場産業振興センター （高島市新旭町旭1-10-1）	<b>東近江会場</b>	6月14日（木）14：00～ 東近江市立八日市文化芸術会館 （東近江市青葉町1-50）
<b>長浜会場</b>	6月12日（火）13：30～ 長浜市民交流センター ふれあいホール （長浜市地福寺町4-36）	<b>甲賀会場</b>	6月7日（木）13：30～ サントピア水口[甲賀市共同福祉施設] （甲賀市水口町北内貫1-2）
<b>高月会場</b>	6月15日（金）13：30～ 長浜市立高月中央公民館 第2研修室 （長浜市高月町渡岸寺141-1）	<b>湖南会場</b>	6月13日（水）13：30～ サンヒルス甲西[湖南市市民学習交流センター] （湖南市西峰町1-1）
<b>愛荘会場</b>	6月7日（木）13：30～ ハーティーセンター秦荘 中ホール （愛荘町安孫子822）	<b>草津会場</b>	6月8日（金）13：30～ 草津アミカホール （草津市草津3丁目13-30）
<b>彦根会場</b>	6月13日（水）13：30～ 彦根市文化プラザ メッセホール （彦根市野瀬町187-4）	<b>守山会場</b>	6月15日（金）13：30～ 守山市商工会議所 （守山市吉身3丁目11-43）

### 問い合わせ先

滋賀労働局職業安定部職業対策課  
 （TEL 077-526-8686）  
 及び最寄りのハローワーク（公共職業安定所）

「滋賀労働」へのご意見・ご感想はこちらまで  
 滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課  
 〒520-8577 大津市京町4-1-1  
 TEL077-528-3751 FAX077-528-4873  
 E-mail fe00@pref.shiga.lg.jp  
<http://www.pref.shiga.jp/>